

令和7年蔵王町議会定例会12月会議

令和7年12月12日（金曜日）

出席議員（13名）

1番	平間徹也	君	2番	宇田川敬之	君
3番	佐藤敏文	君	5番	藤澤麻衣子	君
6番	葛西清	君	7番	馬場勝彦	君
8番	村上正文	君	9番	今千佳	君
10番	松崎良一	君	11番	外門清	君
12番	伊藤雅代	君	13番	村上一郎	君
14番	佐藤長成	君			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	村上英人	君
副町長	平間喜久夫	君
会計管理者 会計課長	我妻敏	君
総務課長	鈴木賢	君
防災専門監	佐藤洋一	君
まちづくり推進課長	川井大文	君
町民税務課長	高橋幸治	君
保健福祉課長	大槻みちる	君
子育て支援課長	鹿島亜希	君
環境政策課長	宮澤一弘	君
農林観光課長	佐藤敏彦	君
建設課長	大槻健一	君
病院事務長	鈴木智子	君

上下水道課長	平間勝文君
教 育 長	文谷政義君
教育総務課長	日下光義君
生涯学習課長	佐藤孝志君
スポーツ振興課長	佐藤武憲君
農業委員会事務局長	山家信行君

事務局職員出席者

事務局 長	佐藤長也君
事務局 長 補 佐	鈴木直美君

議事日程 第4号

令和7年12月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 諸般の報告
 - 日程第 3 一般質問
 - 日程第 4 議発案第5号 地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について
 - 日程第 5 陳情第7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求めることについて
 - 日程第 6 議発案第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書案の提出について
 - 日程第 7 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開議

○議長（佐藤長成君） 皆様、改めましておはようございます。

12月会議も本日で最終日ということになりました。

何か議場の蛍光灯が一番後ろ思わしくないようです。12番、13番の席少し暗いかもしれませんが、しばらく我慢をしていただきたいなと思っております。

今日は一般質問2名でありますので、その後、委員会の報告、それから意見書のこともありますので、できるのであれば午前中ぐらいでこの議事を終わらせたいなと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げたいと思います。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますから、議会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤長成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番外門 清君、13番村上一郎君を指名いたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第2、諸般の報告をいたします。

本定例会12月会議に通告のありました一般質問については、一般質問通告書として昨日11日に配付のとおりであります。

次に、去る12月5日に総務経済常任委員会に付託された陳情第7号の審査結果報告については、お手元に配付のとおり、委員長から報告があります。

次に、本定例会12月会議に松崎良一君から議発案第5号、馬場勝彦君から議発案第6号の2件が提出され、これを受理し、議案としてお手元に配付のとおりであります。

次に、本日の会議に説明員として出席を求めた者の職、氏名については、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 一般質問

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第3、一般質問を行います。

本日は、2名の一般質問を行います。質問者並びに質問の件名等については、一般質問通告書としてお手元に印刷配付のとおりであります。

質問される議員にあらかじめお知らせいたしますが、質問時間は30分以内ですので、5分前になりましたらベルによりお知らせいたします。その後は、時間内で質問を終了できるよう、時計表示にご注意くださるようお願いいたします。

なお、町長等に対して、論点を明らかにするため、議長の許可を得て議員に対し質問や意見を述べることができる反問権を与えることにしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、最初に5番藤澤麻衣子君の質問を許します。登壇願います。

〔5番 藤澤麻衣子君 登壇〕

○5番（藤澤麻衣子君） 皆さん、おはようございます。

12月最終日となりました。トップバッターを務めます藤澤です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書にのっとり質問をさせていただきます。

件名は、観光地における「望まない受動喫煙防止」のための屋外分煙施設の整備等についてであります。

健康増進法が改正され、室内は完全分煙されています。では、屋外はどうでしょうか。名だたる観光地である遠刈田温泉では、灰皿の撤去が進んでいます。近年では、町の設置した灰皿も撤去されました。このことにより、喫煙者のマナー意識が非常に大きくなっていると感じます。しかしながら、遠刈田温泉では、喫煙スペースの分からない観光客はもちろんのこと、町民の方でも側溝に吸い殻を捨てているのをよく目にします。

東京農業大学とJTが屋外喫煙所を取り巻く現状として調べたデータでは、喫煙所の撤去後、吸い殻のポイ捨ては約2倍に増加し、さらに広範囲に広がり、特に公園付近では3.1倍に増加したという調査結果が出ています。

2024年11月に、名取市では名取駅に喫煙所を設けました。それまでは灰皿だけがある状態でしたが、屋根付きの一目で喫煙所と分かる施設にしたところ、たばこのポイ捨てが激減し、副流煙のクレームもなくなったそうです。ポイ捨ての多かった場所には看板を設置し、喫煙所へ促した効果もあるようだとのことでした。

本町では、ジオパークとオルレが本格的に開始されれば、訪日外国人の方々も増えると思込まれます。日本の美しさを楽しむためにいらっしゃる海外の方に今の現状をお見せしていいのでしょうか。某旅行会社の調べでは、日本旅行で困ったことについてのアンケートで一番多かったのは「喫煙できる場所がない、分かりづらい」が44.3%だということです。私は、せっかく蔵王町を選んで来ていただいている外国人の方を含め、観光客の方にごみ1つない美しい景色を見ていただきたいと強く思います。

国の方針でも、健康増進法の一部を改正する法律の一部の規定の施行について（受動喫煙対策）の文中に「屋外分煙施設の整備や各地方自治体の実情に応じた条例の策定等を通じた望まない受動喫煙が生じない環境づくり」とあります。

それらを受け、私は遠刈田地区にきちんとした喫煙所を設けてほしいと考えます。喫煙者も非喫煙者も子供たちを守るためにも、以下の2点が必要と考えます。

- 1、喫煙スペースの確保。
- 2、喫煙所への看板、観光ガイドマップ等への掲示。

喫煙者を排除するのではなく、お互いが気持ちのいい観光地づくりに向けて、町長の考えを伺います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 皆さん、おはようございます。

今日、一般質問お2人の方でありますので、真摯に耳を傾けながら答えていきたいというふうに思っております。

それでは、5番の藤澤麻衣子議員の一般質問、観光地における「望まない受動喫煙防止」のための屋外分煙施設整備についてお答えをいたします。

本町では、受動喫煙防止の取組と観光地としての快適な利用環境の確保は重要であり、その必要性について十分認識をしているところであります。

観光地周辺における喫煙行動の実態や景観、安全面などに配慮し、また、設置後の維持管理体制の確保など、総合的な検討が必要であることから、現在、他自治体の事例や利用状況の把握を進めているところであります。

これらの状況を踏まえ、具体的な設置場所や整備方法、費用負担の在り方について、今後、関係機関と連携しながら検討を深めてまいりたいと考えております。

現時点では、直ちに整備を決定する段階には至っておりませんが、町内観光地の環境向上と

いう観点から、必要な情報整理と調査を行った上で、整備の可否を含めて検討を進めてまいります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 5番藤澤麻衣子君。

○5番（藤澤麻衣子君） 町長、前向きな答弁ありがとうございます。

このご時世、分煙は必要だと思います。遠刈田の街中は小中学生の通学路であり、副流煙の懸念が捨て切れません。公園付近、神の湯付近では、2時半から5時半頃までおうちの方のお迎えを待つ子供たちがたくさんいます。副流煙の被害をさせないためにも、子供たちを守らなければなりません。

また、土日はたくさんの観光客においでいただき、人の往来が多い場所でもあります。遠刈田の商店街の方々や商店街会長さんからもぜひ喫煙所を設けてほしいという声が上がっています。

そして、役場に声が上がっていないということですが、観光客がわざわざ役場に電話するでしょうか。平日の8時半から5時過ぎまで、その時間に土日に来た観光客の方が、わざわざ帰ってから電話するとは私は思えません。そして、嫌な思いをしたらもう二度と来ないと思います。

そのようなこともありまして、受動喫煙被害が出ないよう喫煙者をまとめてしまうことも必要だと考えますが、町長はいかがお考えになりますか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 喫煙の防止等々、先ほどお話しさせていただいたわけではありますが、そういった面では、全国の観光地に行った場合、本当に見えないところにあたり全く置いていないところもあったり、いろいろなあれであります。ただ、自治体、行政が好んで云々じゃなくて、やはり今お話しになったように観光協会だとか、あとは商工会なり、あとはその地域の観光地の商店街の皆さん、またあとそういう方々から話が上がってきて、やはり行政から、実は私も愛煙家の一人でありますので、あればいいなというふうにも思っているんですが、ただ、そういった面では、やはりそういう団体の皆さん、そして地域の皆さん、そして地域の商店の方々、やはり行政が率先してやるということではなくて、その声に傾けるべきだろうというふうにも思っております。

そういったことで、藤澤議員には、いつも身近な私たちの観光客の身近さ、あとはそれぞれ困っているところ、本当に提案していただいて大変うれしく思っているところです。

この件については、前向きというか、すぐにでも取り組んでいけるかどうか。ただ、先ほどは検討させていただくというのは、一つは町の一財でやるべきなのか、ある程度負担は必要だとは思いますが、日本たばこ産業、その企業から補助金というのが出るのかどうか含めて見ていきたい。

あと場所については、やはり観光客の皆さんから見える場所ではなくてちょっと裏のほうに置いたり、そういった面で、私としては、遠刈田の中に公衆浴場ありますので、その公衆浴場の東側、そうすると西風も当たらないで済みますし、その辺がどうなのかなというふうにちょっと自分なりに今思っているところであります。

そういったことで、どのぐらいの見積り含めて、そして補助金が日本たばこ産業、またあと県のほうからも出るのかどうか含めて、その足りない分はあと町のほうが負担しなければいけないなと思っておりますが、そういった総合的なことをちょっと勘案しながら、3月の議会の予算にはまずいかなと思うんですが、できるだけそういった環境整備の一環でもあるし、そしてまた、先ほどのお話が側溝の穴に吸い殻を入れる人たちが結構目立つというお話でありましたので、その辺もよろしくないわけでありまして、1人がやってしまうとやはり何人もそういういいんだろうという気持ちでやっけてしまいますので、できるだけ、少ない予算であれば6月議会なり9月議会にお認めいただきながら、設置に前向きに取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤長成君） 5番藤澤麻衣子君。

○5番（藤澤麻衣子君） 町長、どこという場所まで指定していただいております。ありがとうございます。

J Tのほうからは上限額250万円、半額の補助が出ます。その場合、建物のみならず看板設置まで負担してくれるということで聞いておりますので、その補助を使ってはどうかなというふうに今のところ考えています。

現在、遠刈田では、今まで一番利用者があった囲いのない喫煙所が副流煙による苦情を受け、撤去されました。路上喫煙が多く、そのため見られるようになりました。それに伴い、先ほど町長が言ったとおり側溝へのポイ捨てが増えたんです。お風呂上がりにたばこを吸って、そのまま流してやっているという光景がすごく見られるようになったんです。

皆さんご承知のとおり、温泉水用の側溝は浄化槽を通らず川へ流れていきます。蔵王は山々や河川の恵みが評価されてジオパークが認定されたのに、この現状をそのままにしていのでしょうかという疑問が私の中にはあります。

また、5月になればエコーラインが開通し、観光シーズンが本格化します。オルレも始まり、韓国からのお客様もいらしていただけると考えています。オルレ参加者の平均年齢は50代です。町長、50代の韓国人男性の平均の喫煙率ってどのくらいだと思いますか。何と43.2%なんです。

2015年、韓国では受動喫煙防止法が強化され、飲食店は完全禁煙、路上喫煙には罰金が科せられることになりました。韓国の方は、喫煙スペースでの喫煙がマストとなっています。そこに明確な喫煙場所がなかったら、日本はどこで吸ってもいいのかなと思われてもおかしくはないのです。また、韓国では公共の設置した喫煙場所があるため、携帯灰皿の所持率がすごく低いそうです。

せっかく蔵王の美しさを楽しみに来てくださる観光客の方々にも不快な思いをさせないためにも、運営は観光地として設置の誘致、啓発は必要不可欠だと思います。町長も私と同じ考えだと思うんですけども、先ほどの答弁に対して追加で何かあればよろしく願います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 私の立場だと、どうしても行政の長という立場で健康、そして国保の会計をいかに少なくしていくかといったことを考えた場合には、ですから、逆に言えば、藤澤議員から地域の声、またあとそれぞれの団体、ただ、今までそういった一番ひどいのは、足湯だとかお風呂上がりに目立つようなそういったたばこを吸いながらのポイ捨て、やはりそういうことというのは一番よろしくないことだというふうに思っています。

そういった面で、本来であれば温泉会社が共同浴場を経営しているわけでありますから、そういった団体からお話があればいいわけでしょうが、商工会なり観光協会なり、今まで、あとは遠刈田商店街からも話がなかったということで、私はちょっとは思っていたんですけども、やはり私の立場ではなかなか言いづらい立場でもあります。

そうやってお話をいただいたわけでありますから、ちょっといろいろな団体含めて、私たちもちょっと調べて、やはり必要であればすぐにさっき言ったように設置をしていければというふうに思っています。

特に蔵王町、観光地ということもありまして、たばこ税が1億円ちょっとあるんです。ですから、やはりそういった愛煙家の気持ちということも考えながら、前向きに早急に設置に対して対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長（佐藤長成君） 5番藤澤麻衣子君。

○5番（藤澤麻衣子君） 前向きと早急なという言葉がいただけたので、私は満足しています。
あとはもう設置場所も町長のほうでお考えになって、早急なという言葉がいただけたので、私はもうこれ以上言うことがないなあと考えています。

これからの時代、先手を打って整備していかなきゃいけないことがたくさんあると思います。吸う人も吸わない人も子供たちにも町民にも観光客にも、ホスピタリティあふれるまちづくり、これから共に町長、皆さんと一緒に歩いていただけたらうれしいと思っています。

これで私の質問を終わります。

○議長（佐藤長成君） 藤澤麻衣子君の一般質問を終わりましたので、ここで10分間休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9番今 千佳君の質問を許します。登壇願います。

〔9番 今 千佳君 登壇〕

○9番（今 千佳君） 皆様、こんにちは。

12月会議最後の一般質問、そして令和7年のトリの一般質問をさせていただきたいと思えます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般通告書に基づき質問させていただきます。

1、目を守る防災用品の備えについて。

我が町は、雄大な蔵王山の東麓、宮城県の南西部に位置し、豊かな自然の恩恵を受けながら農業や産業、そして私たちの暮らしが営まれている。四季折々の姿を見せてくれている蔵王山はとても美しく、町民の誇りであり、恵まれた自然環境の源である。

が、しかし、全国各地の様々な自然災害の脅威に触れる昨今、私たちは活火山と共に生活をしているということを忘れてはならないのではないかと感じている。

近年の蔵王山の状況を振り返ると、2018年（平成30年）1月30日に、火山性微動が見られ、小規模噴火の可能性があるとし、噴火警戒レベルに火口周辺規制と噴火警報（火口周辺）が発表された。この警報は、同年3月6日に解除され、噴火警戒レベル2からレベル1、活火

山であることに留意に引き下げとなり、現在は静穏に経過している。この警報期間は約1か月強であったものの、町民が暮らしへの不安を感じながら過ごしたことは記憶に新しい。

現在、蔵王山では、令和4年5月に運用開始された蔵王山24時間通年監視カメラの下、リアルタイムで状況が把握され、火山活動が落ちついていることが確認されている。そのような中でも、地域では噴火に対して懸念されながら過ごしている方は少なくない。噴火時に子供たちの目を守るゴーグルなどの備えが必要なのではないかと心配する声も届いている。

噴火等の災害時に子供たちの安全を守る対策の1つとして、また、子供たちだけではなく町民全体の防災意識を高める一助になるのではないかと考えたことから、町長、教育長に伺う。

①町では、蔵王山の噴火による噴石や噴煙に対応できるゴーグル等の目を守る防災用品を備えているか。

②町内小中学校児童生徒の学校生活や教育活動、及び防災の面において、目を守る必要性がある場面をどのように想定し、また対策が講じられているか。

③大規模な自然災害や火災等が発生した場合、児童の防災用ゴーグルや保護眼鏡等の着用は、目を守り、より安全な避難行動が促されることにつながると考えるが、見解はどうか。

ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（佐藤長成君） 町長。

〔町長 村上英人君 登壇〕

○町長（村上英人君） 9番今 千佳議員の一般質問、目を守る防災用品の備えについてお答えいたします。

まず、1番目のゴーグル等の目を守る防災用品を備えているかについてお答えいたします。

現在、蔵王山の火山活動は鎮静化しておりますが、平成27年4月及び平成30年1月に火山活動が活発化し、噴火警戒レベルが2に引き上げられたという経緯があります。

これに対して、本町では、国・県等に強く働きかけを行った結果、国の直轄事業で、すみかわスノーパーク付近から刈田岳山頂まで、約7.7キロメートルの区間に高圧配電線、あと光通信ケーブルを敷設し監視カメラを設置することで、令和4年5月以降は、御釜を中心とした想定火口域を常時観測できるようになったところであります。

また、噴火に伴う融雪型火山泥流対策として、宮城県が国の補助を受けて進めている松川流路工の砂防工事についても、本町の働きかけにより継続的に工事が進んでおり、竣工後は、

万が一噴火が起きても浸水家屋が大きく減少するなど、大きな減災効果が得られるものと考えております。

さらに、実際に噴火が発生し避難が必要となる場合に備えて、住民避難計画の策定や防災用品の備蓄に努めてきたところでもあります。この中で、目を守る防災用品としてゴーグルを380個備蓄をしているところでもあります。

2番目の小中学校児童生徒の学校生活や教育活動、及び防災の面において必要性がある場面をどのように想定し対策が講じられているのか、及び3番目の児童の防災用ゴーグルや保護眼鏡等の着用は、目を守り、より安全な避難行動が促されることにつながると考えるが、見解はいかがにつきましては、教育長に答弁させます。

以上申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

続いて、教育長から答弁をいたします。

○議長（佐藤長成君） 続いて、教育長、答弁願います。

〔教育長 文谷政義君 登壇〕

○教育長（文谷政義君） 私からは、2番目の小中学校児童生徒の学校生活や教育活動及び防災の面において必要がある場面をどのように想定し対策が講じられているかと、3番目の児童の防災用ゴーグルや保護眼鏡等の着用は、目を守り、より安全な避難行動が促されることにつながると考えるが、見解はいかがかについて一括してお答えさせていただきます。

初めに、児童生徒の学校生活や教育活動においては、理科の実験などにおいて、小学校三、四年生では目に危険を伴う授業は行わないところでもあります。ただ、五、六年生ではゴーグルを使うこともあるようです。

一方、中学校においては、授業において必要になることがあります、そのような場合は実験用に保有している眼鏡を着用し行っているところでもあります。

次に、防災の面においては、噴火が発生し火山灰の降灰が確認されている状況下において、外で活動しなければならないような場合には有効であると考えられるところでもあります。

降灰が継続しているような場合においては、屋外での活動は行わず、引渡しなどにより帰宅させることが想定される場所でもあります。

また、全児童生徒分のゴーグル等を配備するとなると、管理が煩雑になることや特に小学校低学年においては取扱いが難しいと考えております。

一方、火災などの場合、現在の校舎は鉄筋コンクリート造であり、建物本体に延焼することは考えにくいものであります。

そのことから、学校においては、煙から逃れるため、煙を吸い込まないように、体を低くし火災発生場所の反対方向へ直ちに避難するための訓練を実施しているところでもあります。

火災の際は速やかに避難することが重要であることから、その際、ゴーグルを着用することは検討を要するところでもあります。

以上申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） 丁寧なご答弁をいただき、ありがとうございます。

蔵王山の火山活動に対して、いろいろな町でも働きをしていただいていることは重々承知しております。そういった意味を含めましても、ちょっと幾つか確認させていただきたいので質問させていただきます。

まず、遡ること10年、2015年の5月号の広報さおうの掲載内容において、防災・減災対策事業費2,223万円、そのうち消耗品総額810万円の中にゴーグルが含まれておりました。恐らくそのときにゴーグルを準備してくださったのではないかと考えております。そのとき、ちょうど2015年の4月13日に噴火警報、小規模な噴火の可能性があるとして発表されておりましたので、町が迅速に対応されて準備されたのではないかと考えております。

蔵王山は2015年と2018年に噴火警報が発表されているようですが、幸い噴火まで至らず済んでおりますので、当時備えていただいた防災用品等の中で恐らくまだ活躍しないでいるものがあるのではないかと思います。

ここでお伺いいたします。

現在、備蓄されているゴーグルなのですが、備えた後、防災訓練や避難訓練等などにおいて、実際に装着を体験して有効性や必要性について町で考えていただいたことはありましたでしょうか。あるようでしたら、その考えについてお聞かせください。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） まず、私のほうから答弁ちょっとお話しさせていただきますながら、あとは防災専門監のほうにお話しさせていただきます。

まずもって、この蔵王であります、今の時期が遠刈田、そして町へ飛んでくる火山灰が、そういう時期であります。夏場だと、どちらかというと風の関係で山形側のほうに。ですから、この秋から春にかけて注意しなければいけないなというふうには思っております。

そういったことで、365日が遠刈田に火山灰が、仮に噴火したときに流れるかといったら、まず一つは、季節風によって流れ方が変わるということ、ご存じのとおりだと思います。

が、まずそういった風向きによって変わりますよと。

あと二つ目には、備品の関係であります。確かに今言われたように380個かな、準備しております。これは大人も子供も使えるような形で。これが老けているというか、私、俗に老けていると言うんだけど、風化というか劣化というか、ゴムが劣化しているかどうか調べさせていただいたんですが、全然問題なく伸びもしっかりしていますし、ビニールできちんとされて、そしてまたそれに箱できちんとしているということもあって、風化していない形であります。そのような形でこのように。

ただ、中学校に備えているかといったら、備えていないで町の防災倉庫のほうに置いていると。ごめんなさい、学校のほうに。ここだけ私のほうからお話しさせていただきます。

備蓄の総数であります。380個、遠刈田小学校に100、遠刈田中学校に100、遠刈田地区公民館に100、宮地区指定避難所に80ということになります。そういったことで、トータルで380ということになります。

あと、なお防災専門監のほうから、町の防災のときには使用したことがあるのかないか含めてお話しさせたいと思っております。

○議長（佐藤長成君） 防災専門監。

○防災専門監（佐藤洋一君） それでは、私のほうから使用の状況についてご説明申し上げます。

まず、備蓄を始めてから現在まで、ゴーグル380個を活用、使用したことはございません。当然、噴火も起こっていませんので実用もしておりませんし、防災訓練に関しましては、平成30年度の総合防災訓練を火山想定で実施して、火山の噴火の影響がある遠刈田地区から宮地区にかけての各行政区さんのほうに協力をいただきながら避難訓練を実施したんですが、その時点でも、ヘルメットとかゴーグルとかそういった肌に直接触れるものについては、その後の保管が非常に困難になりますので使わないで実施をしたという形になります。

なお、避難訓練の段階で、ヘルメットに関しては、協力していただいた自衛隊さんのほうで住民避難訓練用のヘルメットというのを常備しておりまして、自衛隊さんのヘルメットをかぶった上での避難訓練ということを実施したことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。ただいま、町長と防災専門監のほうから防災訓練と避難訓練等についてもお話をいただきまして、ありがとうございます。

私も実際に防災ゴーグルというのを手にしたことがなかったもので、個人的にちょっと防災ゴーグルを取り寄せてみたんです。そして、見ましたところ、まず防災ゴーグルって本当に種類が大変多くて、金額も幅が広くて迷うほどいっぱいあるんです。それで、その中でまずは取りあえず安価なものを購入してみたんですけども、実際に使ってみると、思った以上に予想以上に見え方がクリアではっきり視野が確保されるというのにまず驚いたんです。そのクオリティーの高さに驚きました。

あとは眼鏡をかけたままで装着できるというところが大変便利だなと感じております。私も近視、あとは老眼も入っておりますので、避難の際に眼鏡が取れてしまうともう視界が取れなくなってしまいうけなので、防災ゴーグルがここにかかればしっかりと視野が確保できるという部分では安心だなというのは、個人的に感じました。

それと、先ほど町長が触れていただきましたように、ゴムの部分も防災ゴーグル、備蓄されているものもしっかり大丈夫だというお話をいただいたんですが、私も実際使ってみたんですけども、ゴムタイプのものでちょっとやっぱり手間がかかるんです。調整が必要で、実際こうやってみると、ああ、何かもっとマジックテープみたいな形でぱりぱりっといくようなものがあつたらもっと便利なのになあ、なんていうのもちょっと個人的には感じたりしたんです。

そういったもので自分なりの気づきだったんですが、感じ方だったんですけども、恐らく感じるごとく気づき方は年代や個人によって違うと思うんです。ゴーグルは食品と違いまして賞味期限もございませんし、悪くなるということはそうそうありませんけれども、一応プラスチックであったり、あとは樹脂の部分であったりと製品によって違うと思うんですが、経年とともに品質の劣化または不具合なども生じるのではないかなというのも正直に感じております。

そういった意味で、町でせつかく備えていただいている備品なんですけども、そちらも定期的に点検する意味を込めまして実際に試していただくことも実は必要なのではないかなあと私はちょっと感じたわけでございます。

例えば、先ほど防災専門監からお話ありました火山噴火の想定訓練。そちらのほうで、自衛隊さんのほうからヘルメットをお借りして避難訓練を行ったと。町の備品は、肌に触れるものなのでなかなか使えないというお話だったんですけども、そういったところはちょっと使ってしまうとほかの方が使えないというデメリットはあるんですけども、訓練などで少し幾つか地域の方や町職員の方に実際にちょっと試していただく、使っていただく、そう

いったことで、例えば、地域の方に町に備えている防災備品を知っていただく機会にもなりますし、また実際に使ってみることで、防災用品について自宅でもこういうのを備えたほうがいいのかあとという気づきにもつながるのではないかなあと、意識が高まるのではないかなということも考えました。

備える、また、そこを少し幾つか使ってみる。また、その使った分、どうしても次に使えない場合は少し補充するといった形で、食料品のローリングストックと同じように定期的な点検、検証、備品の新旧のサイクルが少しずつ可能になるのではないかと、さらに町民への周知にもつながっていくのではないかなと考えたところでございます。

防災用品を保管するだけではなくて、活用しながら維持できるようにするということが生きた防災の在り方なのではないかなあと考えるのですが、見解を伺います。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 今議員のおっしゃることもよく分かります。ただ、避難訓練をやった方全員ということはやるべきでないだろうというふうに思っています。それは先ほど防災専門監が言ったように、1回手に触れてしまうとどうしてもやはり無駄になってしまうと。

ですから、住民の方々にテスト的にやってもらうということであれば、私はいいだろうと。ただ、これが全部の地域ということじゃなくて、まず差し当たり遠刈田地域を前提で考えて、地域限定というような形で考えさせていただければというふうに思っています。そのような形であれば、あとは防災専門監のほうに検討させていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。地域限定という形で、そういった形でちょっとしていただけるという、動いていただけるということは大変ありがたいなと感じております。実際、やはり手にしてみないと分からない、触れてみないと分からないという部分は多いと思いますので、全員ではなくても少し実際に見ていただく、手に触れていただくということもすごく大きな成果につながるのではないかと思います。ぜひ、ご検討していただければと思います。

続きまして、こちらの蔵王山火山防災マップというのがあるんですけども、こちらは蔵王山火山防災協議会から発行されております。こちらの蔵王山火山防災マップ宮城版となっているんですが、こちらのほうに、ハザードマップと共に後ろのほうに避難時の心得として分かりやすくイラストで示されているんです。こちらのほうでなんですけど、その中で避難時の

服装の例として、ヘルメットか防災頭巾、マスク、長袖、長ズボン、運動靴、ゴーグルと着用がイラストで分かりやすく示されております。

また、先ほど町長の答弁にございました避難計画なんですけれども、こちら町ホームページに掲載されております蔵王山の噴火活動が活発化した場合の避難計画というのがあります。その中でも避難に際し住民の取るべき行動として、避難する際の基本的な服装は頭巾またはヘルメット、動きやすい靴、防じん眼鏡、マスク着用とすることと示されております。

ゴーグルや防じん眼鏡などは、噴火だけでなく火災時の煙からも目を守り、視野を確保するのに有効だと聞いております。

これらを踏まえますと、今備蓄していただいている遠刈田地区に限らず、実は町内全体に意識を広めることとか、あとは各地区の緊急分の幾つかの備えについての必要性が見られてくるのですが、町としてはどのように取り組んでいこうと考えられていらっしゃいますか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） まず1つは、蔵王の火山マップであります。これ平成29年に各家庭に全部配付をして配らせていただいたところであります。

そして、今言われたまず1つは、一番火山がもし噴火したときには2キロ圏内に規制かかってしまうんです。そうすると、直線での2キロというところちょうど澄川スキー場の入り口辺りなんです。遠刈田は約10キロぐらいなんです、これ、直線コースで。

ですから、ただ物すごい火山が大きな火山で、そして、例えば、2キロぐらい火山噴火がしたときだとか、そういったときは、当然、先ほど言った季節風によって流れ方が変わりますけれども、一応そのときのいろいろと、私もそのメンバーの1人で県のいろいろな関係の皆さんが入った協議会ではありますが、まず遠刈田温泉ぐらいまで、もし、ただ、そういったときには一気に噴火するといっても、ご存じだと思いますが、御嶽山で大体火口の2キロ周辺なんです。その2キロ周辺以内にいた方々が噴煙だとかあと噴石、火山灰でそういった方が巻き込まれてしまったと。

ですから、遠刈田までが煙というかそれが仮に来て、広く今度分散するということはありませんけれども、まず遠刈田までは子供たちのあれを安全・安心にしておくことが必要だろうということで、町としてそこまでさせてもらったと。ですから、距離によって変わるということです。ですから、2キロ圏内だとか、例えば、5キロ以内に住宅があったり、ですから建物があるというと峩々温泉です。そこが例えば5キロ圏内に入ることです。そうす

ると、峩々温泉で私の記憶だと約3キロくらいから直線です、ですから、そういった距離によって変わるといふこともあります。

先ほど言ったように、訓練ではテスト的に使うことはいいんですが、全町民だとか、じゃあ遠刈田の全員の全世帯にそれをしていくというのはいかなものかと。やはり今も騒がれておりますが、今回の青森を中心に6強の地震ありましたが、やはり備えというのはいつ来るか分からない。だけれども、それぞれの家庭で家族で話し合いながら、避難所は、みんなばらばらでお仕事行っている、うちの場合には何かあった場合にはどここの避難所に、そこがもういっぱいときは第2として、そういったことをやはり家庭でまずお話をし、家庭で備品を蓄えると。

そういった面では、うちでも5つぐらい用意してはありますが、その人数分にあって、そういったことは必要ですけれども、全部が地域、それとやっぱり防災のマップに、それはあくまでもそういったものは必要ですと。それで、特に小学校、中学校、遠刈田についてだけでなく町内全部、そういった頭巾、多分、各家庭で用意してくれているのではないかなというふうに思いますが、その辺ちょっとあと教育長のほうから答弁させます。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） 答弁させていただきます。

一時、火山とあってこの話になったときに、椅子の下に頭巾置くとかということで頭巾などを取り入れた学校もありました。ただ、その後、なかなか椅子ががたがたしたりして安定しないとかあって、あと置くところの場所もあり、今、頭巾を備えている学校はないところがあります。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。

先ほど町長がおっしゃられたように、町内全体に準備をするというのはとても大変なことでございますので、約1万人ほど蔵王町の人口でございますので、そういった意味ではかなりそこは厳しいのは重々承知でございます。

ただ、町には高齢者の方もいらっしゃいますし、あとは様々な観光で訪れる方もいらっしゃいますので、そういった意味を含めて、緊急分の備えとして幾つか配備できたらいいのかなといった思いでお聞きいたしました。

それとあわせて、町長がおっしゃられましたように、家庭でやはり火山についての避難行動とか必要なものを話し合う、こういったものも大変大切なことだと考えております。

こちらなんですが、こちらも2015年の広報ざおうなんですけれども、9月号に載っておりました。8月4日から気象庁が噴火速報の発表を開始したということは載っております。その背景に、1年前に御嶽山が噴火警戒レベルが最も低いレベル1で突然噴火しまして、63人もの死者、行方不明者が出たことがきっかけであったとされているんです。

そういうことを考えますと、今、今日も私、蔵王山の火山活動の情報ページを見てきたんですが、レベル1なんですけれども、山の規模とかは違うかもしれませんが、御嶽山の例を重ねて見ますと、蔵王山もレベル1であってもいつ何があってもおかしくはないのだなというのを考えなくちゃいけないんだなというのを考えさせられたわけです。

そういった意味でも、こういった防災用品の周知などは、やはりもっと積極的にしていてもよいのではないかなと感じたところであります。

それで、続きまして、③番のお話のほうに移りたいと思います。

②、③についてなんですが、こちら教育長のほうから先ほど詳しい答弁をいただきました。理科の実験などでは五、六年生がゴーグルなどを使うようなことがあると。あとは理科の授業、中学校においては実験用に眼鏡を着用し行っているところであります。

それでは、ここで1つ伺いたいんですけれども、小学生は五、六年生という形なんです、中学生のほうは生徒分のほうの実験用の眼鏡というものはあるのでしょうか。

それとあわせて、こちらのほうの実験用の眼鏡を緊急時に、例えば、何か噴煙とかさういったときに代理として代用できるものであるのか。

その2つをお聞かせ願います。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） お答えさせていただきます。

中学校3校共、ゴーグル等は準備を備えております。それで、理科の実験をするとき、特にガスバーナーを使うとき、それから飛ぶような塩酸などを使うとき、ゴーグルと皮手袋とビニール手袋を備えていて、20組ぐらい備えていると。そして、どうしても使い回しになるのでアルコール消毒をしているということで、ゴーグルや皮手袋などは、その都度アルコール消毒をしているということです。

ただ、これについては、全員分があるとなかなか学校として置場所に困ったり、なかなか使うものも数少ないので管理に困ったりということで、20組で十分ですという回答を学校のほうからはいただいています。

あと小学校については、五、六年生の理科に今専科が入っていますので、それで使うように

なっているようです。それで、お湯を沸かす実験、金属を熱する実験などをするとき、理科室に20個ぐらい置いておいて使うと。ただ、生徒は皮手袋とかは使わないで、先生の方だけあるというような内容のようでございます。

あと理科の実験で使うゴーグルと、それから防じん用のゴーグルと、やはりこれは違うものだというふうに学校のほうでは答えていました。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） 大変ありがとうございます。やはり眼鏡といっても、やっぱり実験用のものを防災用に緊急用としても対応するのは難しいということが分かりました。ありがとうございます。

小学校と中学校のほうで、理科の実験に対して目を守るという形で備えていただいていることは大変ありがたいと思っております。ぜひ、このまま安全に子供たちの目を守っていただけたらと願うところでございます。

特に3番の質問についてなんですけれども、先ほど町でお話ししましたように、町で噴火時の避難にゴーグルや防じん眼鏡の装着を示しております。町で必要性を示しているのであれば、町内の小中学校の防災用品としてゴーグルや防じん眼鏡を備えておくことが、私は望ましいのではないかなと考えるのです。

活火山と共に生活しているということをお子たちに伝えて、地域の特性に合わせた自分自身の身の守り方、あとは必要な装備品などを日頃から感じてもらうことも大切なのではないかと思います。

教育長の答弁にありました、やはり煩雑になってしまう、保管場所に困ってしまう、そういった部分はあるかと思えます。小学校低学年においてはちょっと取扱いが難しいのではないかというご答弁をいただきましたが、今、小学生などはプールでもゴーグル使う子が結構増えておりますし、あとは冬のウィンタースポーツなどでも、スノーボードとかスキーでもゴーグルを使うお子さんも結構増えてきているので、そういった部分においては、あまり不具合なく受け入れるお子さんも割といるのではないかなあという部分は感じております。

あと、それと煙から逃れるために、煙を吸い込まないように体を低くして反対方向に直ちに避難する方法を訓練していただいているということなので、そういった意味では安全確保に先生方、大変ご尽力いただいていると思うんですが、そういった際に、私のような眼鏡をかけているお子さんとか、やはり落ちてしまったりすると視野が確保されない部分もありますので、そういった部分においてはちょっと大変有効的なのかなあということを感じておりま

す。

ここで、ちょっと私の体験談を1つ交えたいのですが、私は蔵王町に来る前、結婚を機に石巻で3年生活しておりました。石巻は地震がとても多い地域でして、地震のたびに津波に注意してくださいという防災無線が流れます。それが生活の中に当たり前のようがありました。

また、漁業や養殖業を営む地域では、大きな地震が来たときは男性たちはとにかく船を沖に出しまして、女性と子供たちは山に登るとというのが代々引き継がれておりました。東日本大震災のとき、しっかりとその教えを守っていた沿岸部のある地域では、家屋はほとんど流されたものの人的被害は最小限に抑えられたという、当時、知人から聞いております。今思うと、こういうことが地域の特性をしっかりと身につけた防災なのではないかなあと感じているんです。

地域の特性を合わせた防災意識を根づかせる上という観点におきましても、最低限、小中学校の児童生徒には蔵王町の地域の特性を生かした備えが必要と考えますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（佐藤長成君） 教育長。

○教育長（文谷政義君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、学校のほうの避難をする場合には幾つかケースがございます。その中で、先ほど申し上げましたが、学校では今、避難開始から外に出て避難場所まで行くまでに2分から3分、ただ、ゴーグルをつけて出るとなると、その分で一、二分になってしまっただけで命の危険になるので、ゴーグルは火災の場合はつけなくて素早く逃げるほうが効果できないかという話を1つはいただいております。

ただ、火山につきましては、今後、防災専門監とも話をさせていただきながら検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。防災専門監と検討していただけるということで、ぜひじっくり検討していただければと思います。

私も実はこの防災用ゴーグルということは初めてでしたので、自治体や教育現場でどれだけ導入されているかというのをちょっと調べてみたんですけども、残念ながらなかなか多くはないんです。見つからないくらいなんです。

ですが、静岡県富士宮市の幼稚園におきます富士山噴火に対する避難訓練のニュース映像の中で、富士宮市危機管理局の方が、このようにおっしゃっております。噴火しますと、小さな噴石が飛んできたり灰が降ってきたりしますので、ヘルメットを着用して、目、鼻、口に火山灰が入らないようにゴーグル、マスクを着用するようにしてください、とコメントされています。また、東京都総務局総合防災チャンネルでは、降灰時の外出にゴーグル着用と動画で呼びかけております。事例は少ないのですが、確実に必要性を伝えているところはあるんです。

私たちの体に大切ではない部分は1つありませんが、人は情報の80%を目から得るといいます。災害時に安全に避難をすることがまず大事ではありますが、その後の暮らしにおいても、健康被害のリスクをできるだけ下げただけの備えを持って避難行動を取ることは大変大切なことだと私は考えますが、町長はどのようにお考えになられますか。

○議長（佐藤長成君） 町長。

○町長（村上英人君） 俗に、昔から備えあれば憂いなしということありますので、やっぱり何でもあればいいと思うんです、ないよりも。

ただ、本当に先ほどの火山の関係なんだけれども、呼び名が今度変わったんです。昔は休火山というのがあったり活火山があったり、そういう1つの段階期があって、蔵王においては休火山といっても、違う、ごめんなさい、死火山ってあったんです。死火山の上が休火山だとかという、こういう段階的なものがあったんです。ですから、もう死んだのかなというふうに思っておりました。

ただ、我々は死火山イコール、ずっと、エコーラインの行く途中であります。寝々温泉から登っていったかもしか温泉、ご存じないと思いますが、かもしか温泉というのがあるんです。そういったところは今も噴煙があるので、私たちは死火山ということはありません。ということで若いときから言っていたんですけれども、そのように今はそういう呼び名が全部なくなっちゃって、1回火山で火口湖があるところはもう全部活火山ということになったんです。

そういったことで、蔵王なんかも大きな地震が来ることによって火山が動き出すという、これはもう科学的にも地学的にもちょっと証明されてきたんですけれども、そういったことで、またこれが今言われるようにどこまで町が準備すればいいのか。例えば、火山のしょっちゅう、桜島なんか噴煙とそれとあと火山灰が市内まで飛んでくるような地域でありますし、その辺の、変な意味で先進地ではないんだけど、この火山のよく起きている自治体

なんかもちょっと調べさせていただきながら、まず勉強させていただきます。今議員さんが言われることを全部やったら、何もかも全部そろえなくてはいけないのかなというふうに思っていますし。ただ、私は、遠刈田のエリアはやはり約10キロ圏内にありますので、そういった面ではいろいろな面で。

それとあと、今、火事の防災の関係、火事だと言って先生、まず子供たちを守るのが先だと思うんです。それが防災グッズセンターに行って、ゴーグル、みんな、はい、配っている間にもうぼんぼん燃えて、本当にそれが正しいのかということだと思うんです。

そこから、教育委員会のほうにも、それが本当にゴーグルを子供たちに渡すのが本当に必要なのか、それとも、いち早く校庭に逃げる必要があるのか。どっちかったら私はもうすぐさま、そしてハンカチなりナプキンで押さえながら、すぐに駆け足で逃げる。それでなければ、先生が一人一人配ったら、それこそ先ほど教育長が言うように本当に蔓延してしまう。

その辺も含めて、ちょっと防災専門監、また我々も入って教育委員会と横の連携をしながら、それでちょっと検証してみたいと思います。

あと一番は、子供たちを一番すぐ側で守る先生でありますので、先生の意見を聞いてまいりたいというふうに思っています。ですから、ここではなかなかお答えにくいということでもあります。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） 町長、ありがとうございます。

本当に町長のおっしゃるとおりだと思います。防災用品、一体どこまで町で備えるべきなのかということになりますと、本当は果てしなく限りなく無数に防災用品あればあっただけいいでしょうし、でも財源の必要もございますし、どこまで必要なのか、そういった検証は本当に町の職員の皆さんで検討していただかなくてはいけないことだと思いますので、今ここでご返事をいただくというのは、まずもって難しいことだと私も認識しております。

ですが、町長のほうでほかの事例などに基づいてちょっと検討していただける、勉強していただけるということでしたので、ぜひ、その方向をもちまして、蔵王町の特性に合わせてどれだけ必要なのか、どの程度必要とされるのか、そういった部分も含めましてじっくりと検討して答えを出していただけたら幸いだなと感じております。

今、町長がおっしゃられましたように防災専門監と町長、そして教育長で横のつながりで検討していただける、そして、さらにおいては学校の先生の意見も聞いていただける、これは本当にとってもすごくありがたいことだと思っております。1つのこういった小さな声が横つ

ながらでいろいろに検証していただけるというのは大変貴重なことだと思いますので、ぜひぜひ、ここは力強くお願いしたいところでございます。

今回の質問では防災用ゴーグルという視点からでしたが、単に導入していただきたいということなわけではないんです。活火山でもある雄大で美しい蔵王山と共生していくために、静穏な今こそ、噴火に備えた防災の再認識、あとは情報のアップデート、防災用品の検証や住民への周知など、できることはたくさんあると思い、町民の方の声を基に質問いたしました。町を取組方が町民一人一人の防災意識を高めることにもつながりますし、また町民の方の不安な声に寄り添っていく姿になるのではないかと私は思います。

最後に、町長、教育長、何かお言葉ありましたらお聞かせください。お願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 最初に、町長。

○町長（村上英人君） 先ほど、私なりの考え方と、そしてあと先進地でなくて、今、火山が起きている、特に桜島であります、直線だと桜島も本当に近いんです。船で行きますが、ただ船でもたったの10分ぐらいで行く場所でありまして、そういった蔵王から10キロも離れていない、本当に4キロまで行っていないぐらいの距離であります。そういったことでありますし、ただ一番のそういう火山に力を入れている鹿児島市なんかも勉強させていただければというふうに思っています。

○議長（佐藤長成君） 続いて、教育長。

○教育長（文谷政義君） 学校のほうでは、いろいろなケースを想定して、そしてそれに対する子供たちの命を守る、安全を守る、そういったことを考えて訓練などを行っております。でも、今日、議員のほうからいろいろな新しい視点をまたいただきましたので、それを参考に、学校の防災、そして避難行動などをまた見直していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 9番今 千佳君。

○9番（今 千佳君） ありがとうございます。

なかなか難しい問題であったと思うのですが、町長、教育長に真摯に考えていただいてお答えをいただきましたので、大変感謝いたしております。

町民の方々のこういった様々な声や思いは気づきを与えてくださると私は感じています。これからも、町民の皆様の声や思いをこういった形で町に届けさせていただきまして、安心・安全なまちづくりについて、町長、副町長、教育長をはじめ各課課長、蔵王町の職員の皆さんと共に議論を重ねてまいりたいなと感じております。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤長成君） 今 千佳君の一般質問が終わりましたので、ここで10分間休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時33分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き議事を進めます。

日程第4 議発案第5号 地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第4、議発案第5号地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。10番松崎良一君、登壇願います。

〔10番 松崎良一君 登壇〕

○10番（松崎良一君） それでは、議案書の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第5号

地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出について

蔵王町議会会議規則第13条の規定により、地方税財源の充実確保を求める意見書案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月12日 提出

提出者 蔵王町議会議員 松崎良一

賛成者 蔵王町議会議員 村上一郎

賛成者 蔵王町議会議員 佐藤敏文

提案理由

人口減少や少子高齢化が進行する中においても、地方公共団体は安定的に十分な行政サービスを行う必要があることから、地方税財源の充実確保を求めるものである。

地方税財源の充実確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中、行政サービスを安定的に提供するとともに、地域の実情に応じて創意工夫を凝らしながら、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要がある。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高等により歳出増の要因が拡大し、これまでのように人件費や投資的経費等の削減により、社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化している。

さらに、米国の関税措置が地方財政に及ぼす影響も見通せない状況が続いている。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX・GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラ整備等の取組みを着実に推進することが出来るよう、地方税財源の充実確保を図る必要がある。

よって政府におかれては、地方公共団体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、以下の事項について特段の措置を講じるように強く要望する。

記

- 1 地方が責任をもって、地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分に担えるよう、地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
- 2 いわゆる年収の壁の更なる見直しや、ガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分に考慮し、地方の減収に対しては代替となる恒久財源を確実に措置すること。
- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続するとともに、償還財源を確実に確保すること。さらに、中長期地的な視点で、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
- 4 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- 5 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

宮城県刈田郡蔵王町議会
議長 佐藤長成

提出先 内閣総理大臣 高市早苗 殿
総務大臣 林芳正 殿
財務大臣 片山さつき 殿

以上、説明とさせていただきます。

先輩・同僚議員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提出者の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決をいたします。採決は起立により行います。

議発案第5号地方税財源の充実確保を求める意見書案の提出に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立12名〕

○議長（佐藤長成君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本意見書は、関係執行機関に送付することにいたします。

日程第5 陳情第7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求めることについて

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第5、陳情第7号免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求めることについてを議題といたします。

本件については、去る12月5日に総務経済常任委員会に審査を付託したものでありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。3番佐藤敏文君、登壇願います。

〔3番 佐藤敏文君 登壇〕

○3番（佐藤敏文君） それでは、総務経済常任委員会に付託されました陳情の審査結果について報告をしたいと思います。

令和7年12月8日

蔵王町議会議長 佐藤長成 殿

教育民生常任委員会

委員長 佐藤敏文

陳情書審査報告書

本委員会に付託された陳情書は審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第95条の規定により報告します。

記

1. 審査の経過

陳情書審査のための委員会は、令和7年12月8日（月）に開催し、陳情書の内容を確認した。その後質疑を行い、討論を経て採決した。

2. 審査の結果

受理番号	受理年月日	件名	審査結果	措置
陳情 第7号	令和7年 11月7日	・免税軽油制度の継続を求め る意見書の提出を求めること について	採択すべきもの	

◆採択の理由

本町の基幹産業である農業と観光は、地域経済の維持・発展に不可欠であり、免税軽油制度が廃止された場合、経営コストの増大を招き、農業経営や観光事業経営を著しく圧迫することが懸念される。

したがって、地域経済の要である両産業の持続的な振興と、事業者の経営安定を図るため、本陳情を採択すべきものとした。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤長成君） これより委員長報告に対する質疑を許します。

なお、質疑は蔵王町議会運営（先例）基準第89項の規定により、総務経済常任委員会に所属する議員のみ行うこととなります。

それでは、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、委員長、自席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。

委員長報告が採択のため、最初に陳情書を採択することに反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより直ちに採決いたします。採決は起立により行います。

本陳情書に対する委員長の報告は採択です。したがって、原案について採決いたします。

免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立12名〕

○議長（佐藤長成君） 起立全員であります。

よって、免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求める陳情書は採択されました。

暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時48分 再開

○議長（佐藤長成君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き審議を進めます。

突然の揺れでありました。

日程第6 議発案第6号 免税軽油制度の継続を求める意見書案の提出について

○議長（佐藤長成君） それでは、続きまして、日程第6、議発案第6号免税軽油制度の継続を求める意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。7番馬場勝彦君、登壇願います。

〔7番 馬場勝彦君 登壇〕

○7番（馬場勝彦君） それでは、議案の朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

議発案第6号

免税軽油制度の継続を求める意見書案の提出について

蔵王町議会会議規則第13条の規定により、免税軽油制度の継続を求める意見書案を別紙のとおり提出します。

令和7年12月12日 提出

提出者 蔵王町議会議員 馬場勝彦

賛成者 蔵王町議会議員 村上正文

賛成者 蔵王町議会議員 外門清

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで、冬期観光産業の重要な柱であるスキー場産業をはじめ、本町の基幹産業である農業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和9年3月末で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、道路を走らない機械の動力源として使用する軽油について、軽油取引税（1リットルあたり32円10銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農林、漁業、製造業など幅

広い事業の動力源の用途などに認められてきたものであります。

来年4月から、暫定税率は廃止されることが決定したものの、本則課税（1リットルあたり15円）は継続されることとなります。

スキー場産業では、索道事業者が使うグレンデ整備車、降雪機などが使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない悪影響をあたえることとなります。また、農業においても、トラクターやコンバインなどの農業機械の稼働に必要な軽油が免税対象となっており、制度の廃止は、生産コストの更なる増大を招き、資材価格高騰等により厳しい状況にある農業経営を一層圧迫することとなります。

以上の主旨から、免税軽油制度が廃止されれば、農業経営や観光事業経営を著しく圧迫することになり、本町の基幹産業である農業と観光に大きな影響が出ることから、地域産業の要である両産業の持続的な振興と事業者の経営安定を図るため、免税軽油制度の継続を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月12日

宮城県刈田郡蔵王町議会
議長 佐藤長成

提出先	衆議院議長	額賀福志郎 殿
	参議院議長	関口昌一 殿
	内閣総理大臣	高市早苗 殿
	総務大臣	林芳正 殿
	国土交通大臣	金子恭之 殿

以上、朗読をもって説明とさせていただきます。

先輩・同僚議員の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤長成君） 提出者の趣旨説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

本案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

どうぞ、席にお戻りください。

続いて、討論に入ります。

最初に、原案反対の方の発言を許します。討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論な

しと認めます。

これより直ちに採決いたします。採決は起立により行います。

議発案第6号免税軽油制度の継続を求める意見書案の提出に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立12名〕

○議長（佐藤長成君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本意見書は、関係執行機関に送付することにいたします。

日程第7 議員派遣の件

○議長（佐藤長成君） 続いて、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、蔵王町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決しました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本定例会12月会議に付議された案件の審議は全部終了をいたしました。

よって、本日をもって休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤長成君） ご異議なしと認めます。よって、本日をもって休会とすることに決しました。

それでは、休会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、今月の12月8日午後11時15分に青森県沖合でマグニチュード7.5とされる地震が発生をいたしました。青森県を中心に被害が発生し、その後、気象庁は巨大地震発生の可能性が相対的に高まったとして、北海道・東北後発地震注意報が発令をされました。先ほども揺れを感じたところでありました。

そして、この地震によって被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く元の生活に戻れるよう願っているところであります。

さて、今12月定例会議には、12月5日再開以来、本日まで8日間と短い期間ではありましたが、上程されました全議案審議し、議事を終えることができました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し慎重審議に当たっていただきました。全議案を滞りなく終了し、

予定どおりの日程をもって本日休会の運びとなったところであります。

議事運営につきましては、議員各位、また町長はじめ執行部の関係各位には、会期中ご協力を賜り、御礼を申し上げる次第であります。

今定例会は、人事案件、条例改正、そして改正、また令和7年度の一般会計や各会計の補正予算であり、議員各位より多くの質疑があり、大変活発な定例議会でありました。

また、人事案件においては、佐藤雄司氏を再度監査委員に議会で同意したところであります。佐藤雄司氏は、今まで1期4年間、代表監査委員として予算執行や財産管理など、行政事務が適正に効率よく執行され効果を上げているかなど、監査に当たっていただいたところでありました。今後4年間、監査業務を通して町民の福祉向上に向けて活躍されることを期待しているものであります。

また、議案第79号の蔵王町敬老祝金等の支給条例の一部改正については、審議の結果、賛成少数となり、否決となったところであります。

2日間で行われた一般質問では6名の議員が登壇し、町民の目線に立って質疑提案でありました。

さらに、審議の過程において各議員から述べられた意見等につきましても、今後の町政運営に十分反映されるよう望むところであります。

通年議会として、本年は1月6日開会以来、9回の議会を再開してまいりました。1回は議員のみの開催でもありました。1年間の議会の活動を通して、町民の代表として期待に応えることができたんだろうかと、その内容を検証しながら来年につなげればと思っております。

令和7年もあと半月ちょっととなりました。本日の12月会議休会となりますが、12月26日過ぎると今年の議会は閉会となります。この1年間、議会運営にご理解、ご協力を改めて皆様にご感謝を申し上げる次第であります。

最後になりますが、議員各位には、寒さも一段と厳しくなります。そして、インフルエンザが増加しているとのことでありますので、健康には十分留意をされまして町政発展のためなお一層ご活躍されますことを願い、休会の挨拶とさせていただきます。

大変お疲れさまでございました。

それでは、次に町長から挨拶があります。町長。

○町長（村上英人君） 議会定例会であります。12月会議の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

12月5日の開会から本日までであります、人事案件、指定管理者の指定、条例の制定、改正、各種会計補正予算など、全16議案に対しまして慎重にご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきましたご意見、ご指摘等につきまして、いずれも厳正に受け止めまして、現状並びに課題の所在を十分に認識しながら、町政発展のため適切な対応をしてまいりたいと考えております。

また、今議会であります、6名の議員の方々から一般質問をいただきました。それらの内容、また今後の展開などにつきまして、昨日、そして本日であります、議論させていただきました。しっかりと、かつ真摯に受け止めながら、内容を十分に精査しながら、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

ずっと住み続けたい、住んでよかったと思えるようなまちづくりに職員一丸となって努めてまいりますので、来年もこれまで同様、ご指導とご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、今年も残すところ僅かとなりました。20日には冬至を迎え、寒さもますます強まっております。議員の皆様におかれましても、風邪やインフルエンザなどには十分ご留意をいただきながら、ご家族おそろいで穏やかな年末をお過ごしされ、輝かしい新年を迎えられることをご祈念申し上げます。

なお、令和8年の初議会であります、1月5日月曜日に招集をさせていただきます。新年にまた元気な姿で皆様にお会いできることを楽しみにしております。

今年1年、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

そしてまた、あれなんです、実は一言だけちょっと付け加えさせてください。12月議会で提案させていただきました高齢の方々のお祝いの敬老祝金の見直しであります、これについて1月5日に提案させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤長成君）　ここで、念のために申し述べておきます。

明日12月13日から26日までの間は休会となっておりますので、26日に閉会宣言をしなくても26日を過ぎれば議会は自然閉会となりますので、ご承知おき願います。

以上申し上げ、本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後0時04分 散会

上記会議の次第は、事務局長の記載したものであるが、内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 会 議 長 佐 藤 長 成

署名議員11番 外 門 清

署名議員13番 村 上 一 郎